

本橋プロジェクト

No,8

2023年6月8日

発行・編集責任者
斉藤孝紀

JR東海労新幹線地本
本橋裁判プロジェクト

第4回口頭弁論開かれる！

出向の基準（仕業検査及び申告のいずれもできる社員は対象外で仕業検査のみできる社員を対象としていた）はとってつけたものだ！ 54歳原則出向の人選は公平・公正にあらず！ JR東海労の狙い撃ちだ！

昨日、東京地裁で本部本橋書記長の出向取消し裁判第4回口頭弁論が開催されました。証人尋問前の準備書面による陳述のやり取りでした。会社の「54歳原則出向が、組合所属に関係なく、公平・公正に実施されている」「標準化された仕業検査業務のみに従事する社員を原則出向の対象としている」との主張に反論しました。さらに仕業検査車両所が要員不足の中で本橋さんを強制出向させたことを準備書面で陳述しました。

今回は証人申請とその陳述書を提出することとなりました。原告としては本橋さん本人と本部斉藤書記次長の二人を申請します。被告会社は幹鉄事人事課長を申請すること。原告本人はもとより、証人に立つ斎藤さんをみんなでおおいに励まし、もり立てましょう。次々回からは証人尋問が始まる見込みです。

報告集会では弁護士から今日の弁論の報告、原告本人からの決意表明、地本OB会南波事務長から現役の皆さんへの激励とOB会も健康に気をつけて共に闘うとの挨拶がありました。

次回 8月18日13時30分 526号法廷